

第 21 期第 55 回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和3年 3月 26日 (金) 16時 00分 ~
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
(唐津市海岸通り7182番地217)

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 佐賀県特定水産資源の採捕の停止に関する規則について (諮問)
P 1 ~ P 2
- (2) 令和 3 年 (2021 年) 度もじゃこまき網漁業許可方針 (案) について (諮問)
P 3 ~ P 5
- (3) ぶり (もじゃこ) 特別採捕許可方針 (案) について (協議)
P 6 ~ P 8
- (4) 雑魚固定式刺網漁業の許可方針 (案) について (諮問)
P 9 ~ P 1 2
- (5) その他のかご漁業の許可方針 (案) について (諮問)
P 1 3 ~ P 1 5
- (6) 肥前統括支所におけるカキ及びヒオウギガイの試験養殖について (協議)
P 1 6 ~ P 2 7
- (7) 海区漁業調整委員会事務局設置規程の一部改正について (協議)
P 2 8 ~ P 2 9
- (8) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について (報告)
P 3 0 ~ P 3 1
- (9) その他

水産第3974号
令和3年(2021年)3月25日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義



佐賀県特定水産資源の採捕の禁止に関する規則の制定について(諮問)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律が廃止され、改正された漁業法に採捕の停止に関する事項等が規定されたことに伴い、既存の規則を廃止し、同法に基づく規則として制定することについて、貴委員会の意見を求めます。

については、令和3年3月29日(月)までに答申してください。

(担当：農林水産部水産課漁業調整)

佐賀県規則第 号

佐賀県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に關して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（特定水産資源の採捕の停止）

第 3 条 知事が法第 33 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認めると認める旨の告示をしたときは、当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあっては、当該期間の末日）までの間、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が前項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、前項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から前項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 佐賀県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止）
- 2 佐賀県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成 31 年佐賀県規則第 2 号）は、廃止する。

水産第3955号
令和3年(2021年)3月25日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義



令和3年(2021年)度 もじゃこまき網漁業の
許可方針(案)について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第15条第2項及び第11条第2項の規定により、貴会の意見を求めます。

については、令和3年3月29日(月)までに答申してください。

(担当：水産課漁業調整担当 真島)

令和3年(2021年)度もじゃこまき網漁業許可方針(案)

第1 制限措置

(1) 漁業種類

もじゃこまき網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

10隻以内

(3) 船舶の総トン数

制限なし

(4) 推進機関の馬力数

制限なし

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

令和3年5月20日から令和3年6月11日まで

(7) 漁業を営む者の資格

第1種区画漁業権(魚類小割式養殖業)の行使者のうち、ぶり養殖業を営む者

佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号)第10条第

1項各号のいずれにも該当しない者

適切な資源管理を実践できる者

漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和3年5月20日から令和3年10月31日まで

第3 申請すべき期間

令和3年4月1日から令和3年4月30日まで

第4 許可の基準

第1(7)に定める資格を有し、第1(1)に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1(2)に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とする。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。

なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該漁業許可を有する者の承継を受けた者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする 2 親等以内の親族に限る。

(2) 第 1 種区画漁業権 (魚類小割式養殖業) の行使者のうち、新たに「ぶり養殖業」を営もうとする者

(3) 上記 (1) ~ (2) に該当しない者。

第 5 条件

1 共同漁業権漁場内で操業してはならない。

水産第3990号
令和3年(2021年)3月25日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山口 祥義



ぶり(もじゃこ)特別採捕許可方針(案)について(協議)

佐賀県漁業調整規則第37条第1項の規定により、全長15センチメートル以下のぶり(もじゃこ)については採捕を禁止しています。

このため、15センチメートル以下のぶり(もじゃこ)を採捕する場合は、同規則47条第1項の規定により特別採捕の許可を受ける必要があります。

ついては、令和3年のぶり(もじゃこ)特別採捕許可方針(案)により許可したいので協議します。

(担当:水産課漁業調整担当 真島)

ぶり（もじゃこ）特別採捕許可方針（案）

令和3年（2021年）度における、ぶり（もじゃこ）の特別採捕の許可については、次の方針により処理する。

1 適用除外の事項

佐賀県漁業調整規則第37条第1項

2 使用漁具及び漁法

まき網、すくい網（まき網を使用する場合は、もじゃこまき網漁業に係る知事の許可を受けなければならない。）

3 採捕区域

佐賀県玄海海域

4 採捕期間

令和3年（2021年）5月20日から令和3年（2021年）6月11日まで

5 許可の有効期間

令和3年（2021年）5月20日から令和3年（2021年）10月31日まで

6 許可隻数

10隻以内

7 条件

- (1) 共同漁業権漁場で操業してはならない。
- (2) もじゃこの総採捕尾数は、各年度定めた採捕数量計画尾数を按分した尾数以内とする。
- (3) 採捕したもじゃこは、10月31日まで販売してはならない。
- (4) 採捕する網目の目合は、1.2センチメートル以上(26節以内)とする。
- (5) 操業中は別に定める標旗を掲げなければならない。
- (6) 漁期終了後は、速やかに採捕尾数実績報告書を提出しなければならない。

標旗

地 色 : 桃 色

文字色 : 白 色

3 年 (2021 年) 度 許 可 番 号 第 号
も じ ゃ こ
佐 賀 県

8 許可の対象

- (1) 第 1 種 区 画 漁 業 権 (魚 類 小 割 式 養 殖 業) の 行 使 者 の う ち 、 ぶ り 養 殖 業 を 営 む 者
- (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

水産第3956号
令和3年(2021年)3月24日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山口 祥義



固定式刺網漁業 雑魚固定式刺網漁業の許可方針(案)について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び5項の規定により、貴会の意見を求めます。
については、令和3年3月29日(月)までに答申してください。

(担当：水産課漁業調整担当 真島)

固定式刺網漁業

雑魚固定式刺網漁業

第1 制限措置

(1) 漁業種類

雑魚固定式刺網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

50隻以内

(3) 船舶の総トン数

制限なし

(4) 推進機関の馬力数

制限なし

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

旧浜玉町又は旧唐津市において漁港機能を有する施設を拠
点として漁業を営もうとする者。

佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を
有する者

佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号以
下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当
しない者

適切な資源管理を実践できる者

漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和4年12月31日まで

第3 申請すべき期間

1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第

- 1 1 条第 1 項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、50 件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和 4 年 1 1 月 3 0 日までの期間において合計数が 5 0 件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が 5 0 件に到達した日以降から令和 4 年 1 1 月 3 0 日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記 1 から 3 に同じ。

第 4 許可の基準

第 1（7）に定める資格を有し、第 1（1）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第 1（2）に定める隻数を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第 9 条第 1 項第 2 号に該当する場合は、この限りでない。

- （1）許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
- （2）前回の許可の有効期間中に、当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者

(4) 上記(1) ~ (3) に該当しない者

第 5 条件

1 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域外で操業してはならない。

ア 福岡県糸島市二丈串崎

イ 福岡県糸島市二丈町串崎と唐津市相賀崎を結んだ直線と、唐津市高島と福岡県糸島市志摩姫島を結んだ直線との交点

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市東唐津「旧唐津シーサイドホテル東館」西角

2 共同漁業権漁場内で操業してはならない。

3 使用する網の総延長は 1 , 5 0 0メートル(仕立上り)以下とする。

水産第3957号
令和3年(2021年)3月24日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山口 祥義



その他のかご漁業の許可方針(案)について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び5項の規定により、貴会の意見を求めます。
ついては、令和3年3月29日(月)までに答申してください。

(担当：水産課漁業調整担当 真島)

かご漁業

その他のかご漁業

第1 制限措置

(1) 漁業種類

その他のかご漁業（ばいかご漁業、かにかご漁業、ぼらかご漁業、
ふぐかご漁業の4種類とする。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

50隻以内

(3) 船舶の総トン数

制限なし

(4) 推進機関の馬力数

制限なし

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。

佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号 以下、「規則」
という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

適切な資源管理を實踐できる者

漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和4年12月31日まで

第3 申請すべき期間

1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第

11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。

2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、
申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の

数を足した数（以下「合計数」という。）が、50件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。

3 令和4年11月30日までの期間において合計数が50件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

4 合計数が50件に到達した日以降から令和4年11月30日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。

第4 許可の基準

第1（7）に定める資格を有し、第1（1）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1（2）に定める隻数を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

（1）許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（2）前回の許可の有効期間中に、当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者

（3）当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者

（4）上記（1）～（3）に該当しない者

第5 条件

1 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内（佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関する共同漁業権漁場内）についてはこの限りでない。

2 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。

試験養殖承認申請書

佐玄漁協指第 72 号
令和 3 年 3 月 24 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎 和正



下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 カキ類及びヒオウギガイの試験養殖 (筏方式)
- 2 水産物の名称 カキ類及びヒオウギガイ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
松区第 417 号 (介類小割式養殖業) 漁場内の一部に
10m×10m の養殖試験筏を 2 箇所 計 200 m²
松区第 416 号 (介類小割式養殖業) 漁場内の一部に
7m×7m の養殖試験筏を 1 箇所 計 49 m²
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より 1 年間
- 5 養殖の方法及び規模
方法 ; カキ類については稚ガキの付いたホタテ殻垂下連、ヒオウギガイに
ついてはチョウチンかごを用いた垂下養殖
規模 ; 10m×10m の養殖筏を 2 基設置 (別紙 1 参照) カキ・ヒオウギガイ
7m×7m の養殖筏を 1 基設置 (別紙 2 参照) ヒオウギガイ

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 試験養殖計画書
- (3) 漁場位置及び区域図 (別紙 1、2)
- (4) 同意書

理由書

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化等のさまざまな問題を抱えております。特に真珠養殖においては、需要の低迷により漁家所得の向上が見込めない状況となっております。

このため、肥前統括支所管内においては真珠母貝垂下式養殖から、近年、需要が増大しているかき垂下式養殖への転換を進めているところです。

そして、唐津市肥前町竹ノ子島地先（菖津地区）、同町晴気地先でカキ類養殖において、一定の生産成果が得られています。さらに、唐津市肥前町竹ノ子島地先では、カキ類の天然採苗試験を実施しているところです。

一方、同支所管内の駄竹地区では、ごち網漁業および定置網漁業が主として営まれていますが、ごち網漁業の休漁期間（1～2月）の収入源の確保、定置網漁業の著しい変動に伴う収入の不安定化への対応が喫緊の課題となっております。

そこで、駄竹地区（入野サヤ崎地先）において、秋から春にかけて安定した収入が見込める二枚貝類、カキ類およびヒオウギガイの養殖を行うことで、同地区の漁業者の漁家経営の安定を図ることにしました。

しかしながら、当該地区は開口側が外洋に開いた入り江であり、静穏域がほとんどなく、二枚貝類養殖における貝類の生残、成長及び身入り状況に対する風波の影響が不明です。

また菖津地区（玄海町傘形傘形浦）では新たにヒオウギガイの養殖を行い、同地区の漁業者の漁家経営の安定を図ることにしました。

玄海水産振興センターの指導の下、当該地区でカキ類及びヒオウギガイの試験養殖を行い、それぞれの生残、成長及び身入り状況の把握を行うものです。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏 名 佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正 ㊞

二枚貝類(カキ類およびヒオウギガイ)養殖試験計画書

現在、玄海地区の漁業は、水揚量の減少、魚価の低迷に加え、組合員の減少など厳しい状況に置かれており、複合経営種として養殖管理にあまり手がかからないマガキなどの二枚貝などの養殖が増加している。

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所管内においても、唐津市肥前町竹ノ子島地先(苜津地区)、同町晴気地先でカキ類養殖を実施しており、一定の生産成果が得られている。さらに、唐津市肥前町竹ノ子島地先では、カキ類の天然種苗採苗試験を実施しているところである。

一方、同支所管内の駄竹地区では、ごち網漁業および定置網漁業が主として営まれているが、ごち網漁業の休漁期間(1~2月)の収入源の確保、定置網漁業の漁獲量の著しい変動に伴う収入の不安化への対応が喫緊の課題となっている。

そこで、外洋に開き静穏海域ではない駄竹地区(入野サヤ崎地先)において、秋から春にかけて安定した収入が見込める二枚貝類、カキ類およびヒオウギガイの養殖試験を行うことで、同地区の漁業者の漁家経営の安定に資する可能性を図る。

また新たに苜津地区(東松浦郡玄海町傘形傘形浦)では、ヒオウギガイの養殖試験を行うことで、同地区の漁業者の漁家経営の安定に資する可能性を図る。

1. 試験の概要

(1) 実施場所及び対象魚種:

①唐津市肥前町入野サヤ崎地先(別図1)

松区第417号(介類小割式養殖業)の一部を使用し、カキ及びヒオウギガイの養殖試験を実施

②東松浦郡玄海町大字傘形傘形浦(別図2)

松区第416号(介類小割式養殖業)の一部を使用し、ヒオウギガイの養殖試験を実施

(2)実施期間:令和3年3月(当該養殖試験が承認され次第)~令和4年2月

(3)試験内容

a)カキ類

ア 概要

筏式(木製)

イ 養殖施設(別図3のとおり)

- ・10m×10m筏を1基設置(入野サヤ崎地先)
- ・0.5~0.7m間隔でカキ種苗が付着したホタテ貝殻を取り付けたロープを吊るす
- ・上記の筏にホタテ殻垂下連を50連設置

ウ 試験方法

令和3年3月以降(養殖試験承認後)に筏およびカキ種苗を試験海域に設置

- ・設置後は同11月頃まで、通常の養殖管理、月1回毎に生残確認
- ・同12月から令和4年1月にかけて身入り試験・出荷試験

・同2月に試験終了・片付け

エ 養殖スケジュール

	R3.3月	6月	9月	11月	12月～R4.3月	R4.3月末
作業内容	筏・種苗→ 養殖管理・生残確認 → 生残・身入り試験・出荷試験 → 試験終了・片付け 設置					

b) ヒオウギガイ

ア 概要

筏式(木製)

イ 養殖施設(別図4のとおり)

- ・7m×7m(玄海町傘形傘形浦)、10m×10m(入野サヤ崎地先)に筏を各1基ずつ設置
- ・0.5～0.7cm 間隔でヒオウギガイ稚貝をいれたチョウチンかご2～3個を連ずりし設置する。
- ・チョウチンかごは2分目から5分目の目合いとし、1かごに20～30個のヒオウギガイを入れる(入れる数は、貝の大きさにより調整する;かご底面積の70%以内)

ウ 試験方法

令和3年3月以降(養殖試験承認後)に筏およびヒオウギガイ種苗を試験海域に設置

- ・設置後は同11月頃まで、通常の養殖管理、月1回毎に生残確認
- ・同11月から令和4年1月にかけて身入り状況の把握→試験出荷
- ・同2月に試験終了

エ 養殖スケジュール

	R3.3月	6月	9月	11月～R4.3月	R4.3月末
作業内容	筏・種苗→ 養殖管理(網替え・貝掃除) → 身入り状況の把握 → 試験終了 設置 生残確認				

2. 安全対策

施設の維持管理については、肥前統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

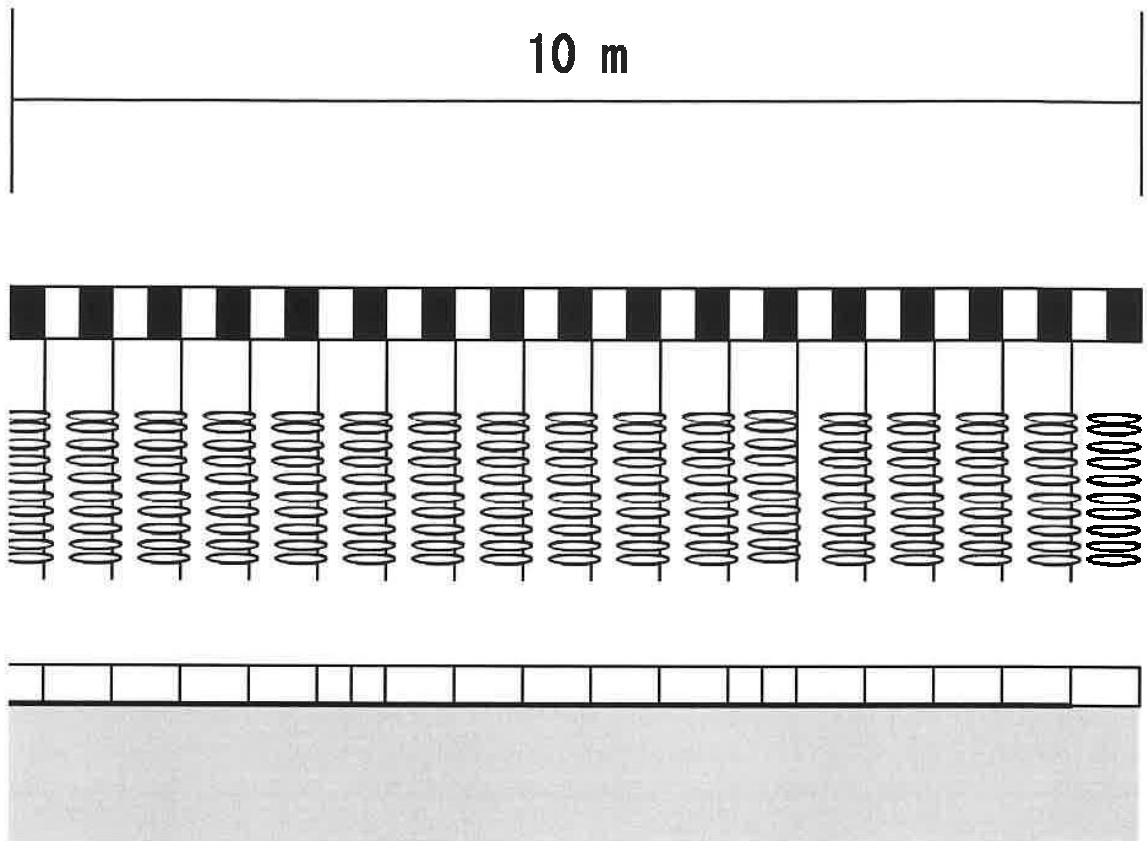
また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

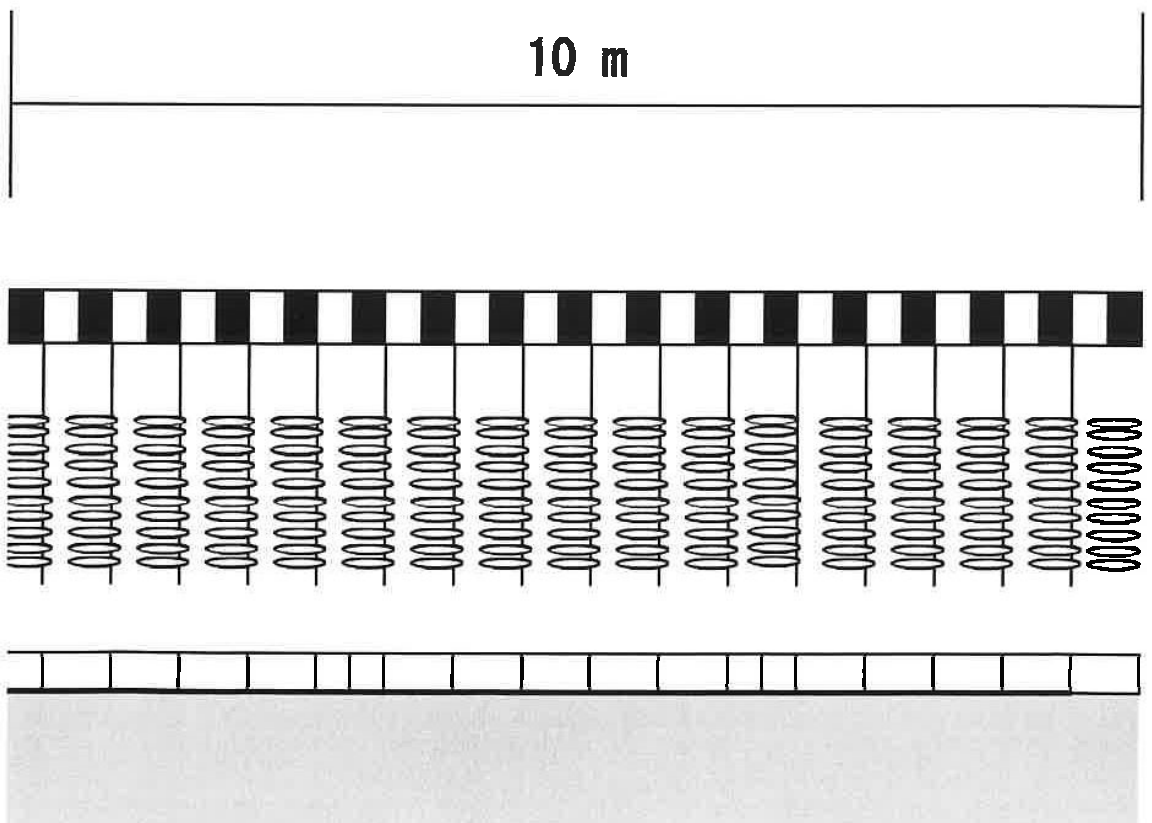
佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所 0955-54-2131

正面図

別紙 3



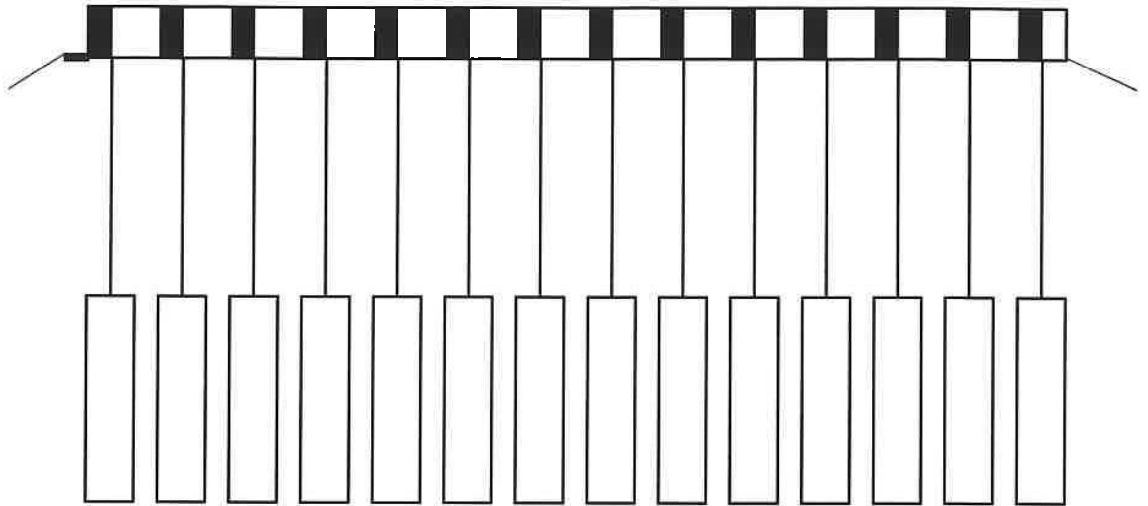
側面図



正面図

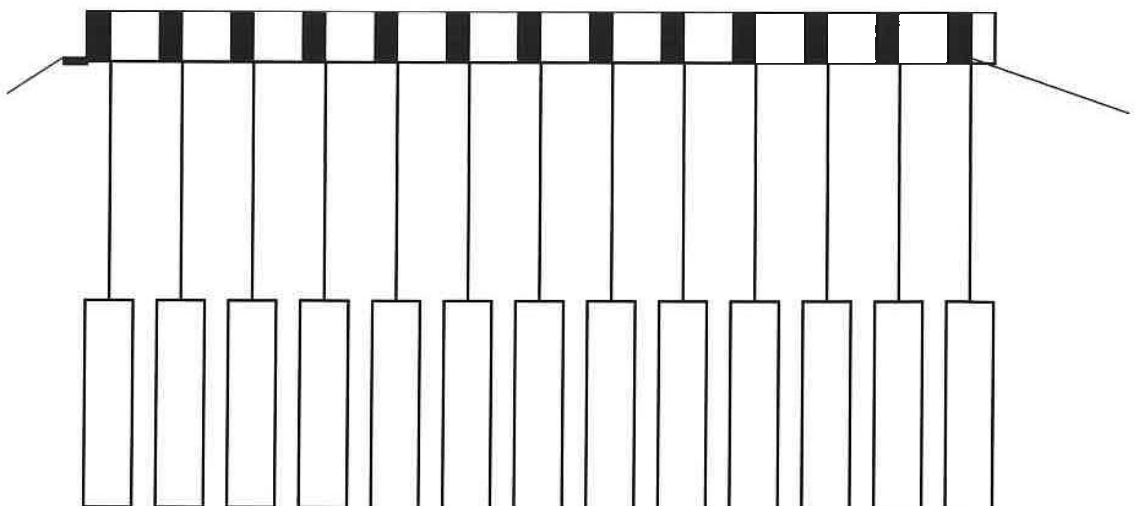
別図 4

7 m



側面図

7 m





別図1

松区第417号
第1種区画漁業権(介類小割式養殖)漁場内
10m×10mの筏を2基設置 合計200㎡

0 250 500 1,000メートル



別図2

松区第416号
第1種区画漁業権(介類小割式養殖業)漁場内
7m×7mの筏を一基設置 49㎡

事業計画書

1 養殖計画

- (1) 当該事業計画に要する漁場必要面積 約200㎡
- (2) 当該事業計画における施設(イカダ)の計画台数 2 台(10m×10m)
- (3) 当該事業計画における計画種苗数 50連
- (4) 種苗入手計画

入手する相手先	数量	備考
宮城県	50連	

(5) 販売計画

販売する相手先	数量	備考
漁協市場・道の駅	1,750キロ	

2 収支予算

(1) 収入の部

項目・サイズ	数量	単価	金額	備考
カキ	1,750キロ	500円	875,000円	
合計			875,000円	

(1) 支出の部

科目・項目	数量	単価	金額	備考
種苗購入費	50連	1,000円	50,000円	
施設管理費			200,000円	
合計			250,000円	

同意書

松区第 320 号もしくは松区 417 号内で実施予定のカキ・ヒオウギガイ試験養殖につきましては、同意します。

令和 3 年 3 月 17 日

住 所	氏 名	印
佐賀県唐津市肥前町納所 丙 1170	井上満弘	
佐賀県唐津市肥前町納所 丙 1162-2	井上 尊	
佐賀県唐津市肥前町納所 辛 1181	井上睦健	
佐賀県唐津市肥前町納所 辛 1218-1	井上松治	
佐賀県唐津市肥前町納所 辛 1122	井上幸成	
佐賀県唐津市肥前町納所 辛 1173	井上健一	
佐賀県唐津市肥前町納所 辛 1139	井上 嘉	
佐賀県唐津市肥前町納所 辛 1217	井上福子	
佐賀県唐津市肥前町納所 辛 1180	井上新平	

住所は代書可、氏名は代書不可。
 住所は番地まで記入すること。
 印は鮮明に押印すること。

同意書

松区第 416 号内で実施予定のヒオウギガイ試験養殖につきましては、同意
します。

令和 3 年 3 月 17 日

住 所	氏 名	印
佐賀県唐津市肥前町鶴牧 鶴牧 1253-1	宮崎 孝一	
佐賀県唐津市肥前町鶴牧 1230-3	宮崎 雅司	

住所は代書可、氏名は代書不可。

住所は番地まで記入すること。

印は鮮明に押印すること。

唐農水第1451号
令和3年3月22日

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川寄 和正 様

唐津市長 峰 達 郎



令和3年カキ及びヒオウギガイの試験養殖の委託について(依頼)

このことについて、唐津市肥前町駄竹地区及び菖津地区において、カキ及びヒオウギガイの養殖技術開発に向けた試験養殖を貴組合に委託しますので、下記により関係書類を提出してください。

なお、試験養殖承認申請にあたっては佐賀県試験養殖処理要綱に基づき、次のとおり書類の提出をお願いいたします

1. 承諾書

2. 試験養殖承認申請書一式

- (1) 試験養殖承認申請書(様式1号)
- (2) 理由書
- (3) 試験養殖計画書
- (4) 漁場位置及び区域図

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第 号
松浦海区漁業調整委員会

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第 1 号)の一部を次のように改正する。
佐賀県有明海区漁業調整委員会 松浦海区漁業調整委員会
海区漁業調整委員会事務局設置規程(昭和52年 令和3年 月 日)

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 徳 永 重 和 昭 正
松浦海区漁業調整委員会会長 川 崎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員等) 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。 主幹 係長 主査 副主査 主事 技師 3～7 略 8 主査及び副主査は、上司の命を受けて、事務を処理する。 9 略 (文書の管理) 第6条 文書の管理については、<u>佐賀県文書規程</u>(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の規定(同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。)及び佐賀県電子メール取扱規程(平成25年佐賀県訓令甲第10号)の規定の例による。</p>	<p>(職員等) 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。 主幹 係長 <u>主任主査</u> 主査 主事 技師 3～7 略 8 <u>主任主査及び主査</u>は、上司の命を受けて、事務を処理する。 9 略 (文書の管理) 第6条 文書の管理については、<u>佐賀県文書管理規程</u>(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の規定(同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。)及び佐賀県電子メール取扱規程(平成25年佐賀県訓令甲第10号)の規定の例による。</p>

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会事務局設置規程の一部改正（案）の概要

海区漁業調整委員会事務局

改正の理由

職務・職責に応じた給与制度及び佐賀県文書規程の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

改正内容

- 1 事務局に置くことができる職について、主任主査を加え、副主任主査を削ることとした。（第2条関係）
- 2 主任主査の職務を定めることとした。（第2条関係）
- 3 佐賀県文書規程から引用している同規程の名称を改めることとした。（第6条関係）
- 4 令和3年4月1日から施行

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十八日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

- (1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び総重量
- (3) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日
- (4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月末日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。